

令和2年4月20日

市内放課後等デイサービス事業所
児童発達支援事業所 管理者 各位

深谷市福祉健康部障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う放課後等デイサービス等における
支援について

今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、標記の件について報酬の対象と認める
臨時的な取扱いを別紙のとおり定めます。各事業所で臨時的に在宅での支援を検討す
る場合は参考にしてください。

なお、状況が改善し、各事業所で通常の運用に戻せると判断した場合は、速やかに
通常の運用に戻してください。

【別添資料】

- (別紙1) 新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて（放課後等デ
イサービス・児童発達支援）
- (別紙2) 臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（放課後等デイサー
ビス・児童発達支援）
- (別紙3) 臨時的な在宅でのサービス利用児童の報告（放課後等デイサービス・児童
発達支援）

担当
支援第一係 金井（雅）
電話 571-1011